

「戸田マラソン in 彩湖 2025」プログラム広告及びチラシ封入協賛基準

1 目 的

この基準は、戸田マラソン in 彩湖 2025（以下「大会」という。）プログラム広告及びチラシ封入協賛の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 掲載の範囲

掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 大会の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他広告として掲載することが妥当でないと戸田マラソン大会実行委員会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

3 掲載の位置

広告の掲載位置については、戸田マラソン大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定した位置とする。

大会 3 週間前を目途にエントリーゼッケンや当日の案内用紙と共に発送する大会プログラム内の広告掲載又は同封物のチラシによる広告掲載とする。

4 広告の内容及び広告主の責任

広告のデザイン及び内容に関する責任は、広告主が負うものとする。また、原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

5 募集期間

本基準の施行日から実行委員会が指定する期日までとする。

6 掲載規格及び協賛金等

広告の掲載規格及び協賛金等は、次のとおりとする。

- (1) A4 版 全面 … 5 万円以上の現金又は実行委員会が指定する物品等
- (2) A4 版 1 / 2 面 (A5) … 3 万円以上の現金又は実行委員会が指定する物品等
- (3) カラー（4 色刷り）の場合は、上記金額の他に 1 万円を加える。
- (4) プログラム等同封チラシ (A4) … 6 万円以上の現金又は実行委員会が指定する物品等
ただし、特別協賛企業等については無料とする。

7 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この基準は、令和 7 年 6 月 13 日から施行する。